

## 支払った医療費が10万円を超えたら 医療費控除の申告を

医療費控除の活用で  
税金が戻ってきます



家族でかかった医療費や薬代が一定額を超えたとき、税金の一部が戻ってくる制度があります。医療費等の支払いが多かった方は、上手に活用して家計の節約に役立てましょう。

### 支払った医療費が10万円を超えたら医療費控除の申告を

生計を共にするご家族の分を含めて、1年間(1月1日～12月31日)に自己負担した医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の方はその5%)を超えたときに、確定申告をすることで税金の一部が戻ってきます。なお、生命保険などから支給される入院費給付金や、当組合から支給される高額療養費、出産育児一時金などがあった場合はその額が自己負担金額から除かれます。

#### ●控除の対象となる費用

- 医療機関に支払った医療費
- 治療のための医薬品購入費
- 通院費用・往診費用
- 入院時の食事療養等の費用 など

#### ●控除の対象とならない費用

- 健康診断や人間ドックの費用
- ビタミン剤や体力増強剤など、治療のためではない医薬品の購入費用
- 自家用車で通院する際のガソリン代や駐車料金
- インフルエンザ予防接種の費用
- 美容目的の整形費用 など

### 医療費控除を受けるための手続き

医療費控除を受けるためには、医療費等の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、所得税の確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」を提出(※)することになりました。なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので保管しておきましょう。

(※)経過措置として、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付せず、領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することもできます。

#### ●2020年2月下旬に配布する紙媒体の「医療費のお知らせ」は「医療費控除の明細書」の代替として使用できます

なお、医療費控除の対象となる費用で、「医療費のお知らせ」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を確定申告書に添付していただく必要があります。

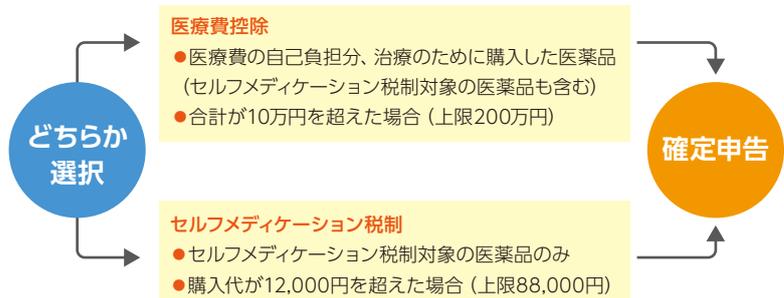
### セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」により、ご家族の分を含めて、対象のOTC医薬品を購入した額が1年間(1月1日～12月31日)で12,000円を超えたとき、確定申告をすることで税金の一部が戻ってきます。

#### 【注意点!】

「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」を併用することはできません。

どちらがおトクになるか考え、ご自身で選択してください。



※詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。  
医療費を支払ったとき(医療費控除)【国税庁】▶



## 高血圧対策が待ったナシの状態です!

監修：大阪成蹊大学教育学部教授 岡田邦夫

## 若いうちから 高血圧対策スタート

当組合では、高血圧や脳血管障害などの循環器系疾患が医療費の上位を占めており、年々増加しています。高血圧は脳血管障害などの危険因子で、当組合では男女とも40歳代から増えはじめ、特に男性に多く見られます。深刻な事態を防ぐために、血圧が正常な若いうちから高血圧対策をはじめましょう。



詳しくはWEBで▶

